



# 教皇様の敵

Libreria Editrice Vaticana, Città del Vaticanoの転載許可済  
©1985 精道教育促進協会 会(芦屋)川一・三四五二 芦屋市船戸町12-6

## 使徒的勧告

# 『和解と悔俊』

抄訳

数日前、使徒的勧告『和解と悔俊』が公にされましたが、文書は、一九八三年秋の世界代表司教会議の裏りです。

私は信者のみなさん全員に、本文書をお読みくださるようお願いいたします。『和解と悔俊』のなかで教会は、人類を悩ませている分裂と不正義の悲劇だけでなく、何百万何千万という人々が和解と平和を切実に望んでいるという事実注目し、勇気をもって、率直に、キリストの呼びかけを再提案しています。すなわち、神との和解、自分との和解、兄弟との和解、全被造物との和解を実現するには、その前提として、それぞれが心からの改心をせねばならぬと。

そう簡単に表現できる要求でないことは、教会もよく承知しております。それゆえ、文書には、目的を達するための実践的な道が示されています。(一九八四・十二・六)

討論や共同研究、絶えまない綿密な努力がなされた結果、貴重な収穫が数多く得られ、最終文書に要約されました。(…)

この使徒的勧告の冒頭にあたり、ルカによる聖福音書の中のすばらしい一節が心に浮かんできます。それは、前の文書(3)で説明したように人間味豊かであると同時にすこぶる宗教的な件、あの放蕩息子の子と云話です。(4)

### 教会は、和解のための大いなる秘跡

教会には和解を宣へ伝える使命および、言わねばこの世にあって和解の秘跡となる使命があります。教会こそ「秘跡」、つまり、様々な方法による和解のしるしであり媒体なのです。それら方法の重要性は異なっていますが、すべてがひとつになって、慈しみ深い神が人類に与えようとお望みになった和解を得る道を形づくっていますから。

現代人にとって「和解と悔俊」とは、(…)  
「イエズス・キリストのことばを再発見せよ」という招きであります。我らの救い主、師であらせられるイエズス・キリストはおおせになりなりました。「悔い改めて福音を信じよ。」(1) すなわち、愛にみちた良きおとずれ、神の養子について、それゆえ兄弟愛についての、よきおとずれを受け入れよ、と。(…)

和解を切に望むところ、また和解そのものが効果的かつ完全になるか否かは、根本的な傷をいやすため、その傷自体、すなわちすべての傷の根源となる罪そのものについて、どの程度迫りうるかにかかっています。(…)

世界代表司教会議の基本文書では、「和解」の根本的側面のいくつかを強調しています。同文書作成の主要な目的は「和解」という主題(2)を提示することでした。この文書のおかげで、世界中の教会で誰もが関心をもつこの「和解」の種々の面を二年近くにわたって考えることができました。

### 個人的罪(自罪)と社会的罪

罪とは、厳密には常に「個人的な行為」です。罪はあくまでも個人の自由意志による行為であって、集団や共同体のものではありませんから。

ここで、世界代表司教会議の準備期間中および会議中にたびたび言及された「社会的罪」について述べたいと思います。

「社会的罪」というとき、まず第一に、個人的罪が何らかの形で他者に影響を及ぼす事実を知らねばなりません。神秘的で不可解なようではあっても、現実的具体的に、人間は互いに結びついているからです。

罪には、それ自体、直接隣人を傷つけるものがあります。もっと厳密に、福音書の用語を使えば、兄弟姉妹を傷つけるということです。隣人を傷つけるゆえにそれは神への反逆でもあります。これがふつうに「社会的罪」

□司祭が自らの経験に基づいて言うこと、それは、司祭が注意深く良しい準備をして赦しの秘跡にあずかれば与るほど、聴罪司祭としての聖務を一層効果的に果たすことができ、この秘跡の効果を保証できるということ。

といわれる罪で、これが「社会的罪」の二つ目の意味です。

三つ目の意味は、様々な人間集団相互のつながりに関わっています。人間集団相互の関係は必ずしも神のご計画に従っているとは言

えません。神は世界に正義と自由を、個人、集団、人々の間に平和を、お望みです。それゆえ、階級闘争などを指揮したり論理的に正当化しようとしたりする人があれば、何者であろうと社会悪と言わねばなりません。

教会が、罪の「状況」について述べるとき、またはある社会集団の状態や行為を「社会的罪」として非難するときは、その集団の大小を問わず、たとえ国家全体であろうと国家群であろうと、そのような「社会的罪」は「個人的罪」が積み積もった結果であることを認識した上で公言しているわけです。

従って、責任の置き所はやはり個人にあります。すべて「罪の状態」の根底には必ず罪人がいる、ということなのです。

### 大罪と小罪

では、罪という神秘をさらに一歩進めて考えてみましょう。人間が絶えず考えてきた「罪の重さ」という問題です。これは見過ごすことのできない問題であり、キリスト者の良心が答えを追求して止まなかったことから。神に対する反逆、および人への影響という点で、罪は、いかなる理由で、またどの程度まで、ゆゆしきものなのでしょう。教会はこれに関する教えをもっており、その教えの主要な点について、再度明確にしています。ただし、具体的なケースを取り上げた場合、かならずしもつねに厳密明確に定義づけし、限定することは容易ではないと認めながら、

教会は何世紀の間、「大罪」と「小罪」という言葉で罪を分類してきましたが、それは、特に聖書がこの二つの用語の意味と区別を明らかにしてくるからです。聖書中の数多くの言葉を熟考した上で、教会博士や神学者、霊的指導者、牧者は、罪を「大罪」と「小罪」に分けたのです。

聖トマス・アクィナスをはじめとする教会

博士たちによれば、「大罪」とは、赦されない限り永遠の罰に至らしめる罪のことです。それに対し「小罪」は、単に一時的な罰(この世あるいは練獄で償うことのできる部分的な罰)を科する罪であります。

**□告解が最も個人的で内的な秘跡です。この秘跡にあずかる人は、自らの罪と痛悔、信頼の心で神の前に一人で立ちます。自分のかわりに他人に悔い改めをしてもらったり、赦しを願ってもらったりはできません。**

というわけで、教会の教えと司牧の両面で、「重大な罪」とは、実際には「大罪」と同一であると考えられています。

世界代表司教会議では「大罪」および「小罪」の存在とその本質についての、トリエンツ公会議の教えが確認されましたが(6)、それだけでなく、重大なことがらについて、はっきり意識し、完全に承諾して犯された罪が大罪であることも再確認されました。さらに、世界代表司教会議でも討議されたように、罪の中には、事柄自体から、本質的に重大で大罪となるものがあるということをつけ加えたいと思います。

今回の世界代表司教会議中、ある司教方は罪を「小罪」と「重大な罪」、「大罪(死罪)」の三つに区別することを提案されました。この区別することで、重大な罪と言ってもその

重大さには色々の程度があることを示すことができるかもしれません。しかしこのような区別をしたところで、愛徳を破壊する罪と、超自然的生命を破壊しない罪との間にある、根本的かつ決定的な区別の方が消えてしまうわけではありません。生と死との間に、中間点などありえないのですから。

同様に、大罪を今日流行の「根本的選択」というがごとき行為に限ってしまわないよう注意しなければなりません。それによれば、神あるいは隣人を、明確かつ形相的に侮辱しないかぎり大罪とは言えない、というわけです。ところで、理由の如何を問わず、知りつつ、故意に、大きく秩序を乱すことを選べば、それは大罪であります。(…)

### ゆるしの秘跡と和解

秘跡の中にひとつ、罪を告発するゆえに「告解」と呼ばれてきた秘跡があります。実際は「悔俊」の秘跡とした方が適切であり、事実そうも呼ばれています。最近の世界代表司教会議では、和解に関係して重要であるところから特にこの和解と悔俊の秘跡を扱いました。

今回、世界代表司教会議は告解の秘跡に関する信仰をはっきりと確認しました。告解こそ、すべてのキリスト者、そしてすべての信じる者の共同体に、キリストの贖いの御血の力によって罪は必ず赦されるという確信を与える秘跡であると。

キリストは使徒たちとその後継者たちに罪を赦す聖務と権能をお授けになりましたが、その意義が明らかになるにつれ、教会のなかでは告解の秘跡によって与えられる「赦しのしるし」についての認識が深まってきました。主イエズスご自身が、万民に与えられる慈しみと愛の賜として(7)、洗礼後に犯した罪を赦すために特別の秘跡を制定し、教会に委ねられたことは確実であります。

この秘跡を實踐するにあたって、その司式の形式は長い時代を経て発達してきました。しかしこの秘跡の本質については、教会の確信の変化は見られません。キリストの命令により、聴罪師が与える秘跡の赦しを通して赦しは個人個人に与えられます。(…)

第二の確信は、告解する人々にとって、告解の秘跡がどのような働きをするかについてあります。昔からの伝統的な考えによると、告解の秘跡は一種の裁判ですが、一般の裁判のように厳格な正義によるのではなく、むしろ慈愛による裁きの座というべきです。(8)(…)

三番目に来るのが特に強調したい点で、赦しと和解の秘跡を構成する要素、あるいは部分に関するものです。(…)

何よりもまず、告解する人の良心が正しく明瞭でなければなりません。(…)

この秘跡の本質をなすもう一つの面、それは裁判官であり同時に癒す者としての司祭、立ち返る人を迎え入れて赦す父なる神の象徴としての司祭の役目のこと、つまり「罪の赦免」であります。(…)

告解の秘跡をしめくくる行為は「償い satisfaction」です。因によっては、罪を赦され、



赦しの言葉を受けたあとで信者がする行為を償い(贖罪 penance)と称しています。(…)

ゆるしの秘跡についての他の確信

まず始めに、告解が最も個人的で内的な秘跡である点を強調しなければなりません。この秘跡に与る信者は、自らの罪と痛悔、信頼の心で神の前にひとり立ちます。自分のかわりに他人に悔い改めをしてもらったり、赦しを願ってもらったりはできません。(…)

次に大切なこと、それは告解の秘跡で赦しを得た結果として最も重要なのは神との和解であるという点です。神との和解は、一度失われたのちに見つかった息子の心の底で起こることですが、告解する人は正に(放蕩息子)なのです。ところで神との和解は、もう少し広い意味での和解への道を拓いてくれます。すなわち、罪が原因となって生じた裂け目を修復することです。罪を赦された人は心の奥底で自分自身と和解し、本来の姿を取り戻します。さらに、何らかの形で攻撃し傷つけてしまった兄弟たち、教会、ひいては全被造界と和解することになるのです。(…)

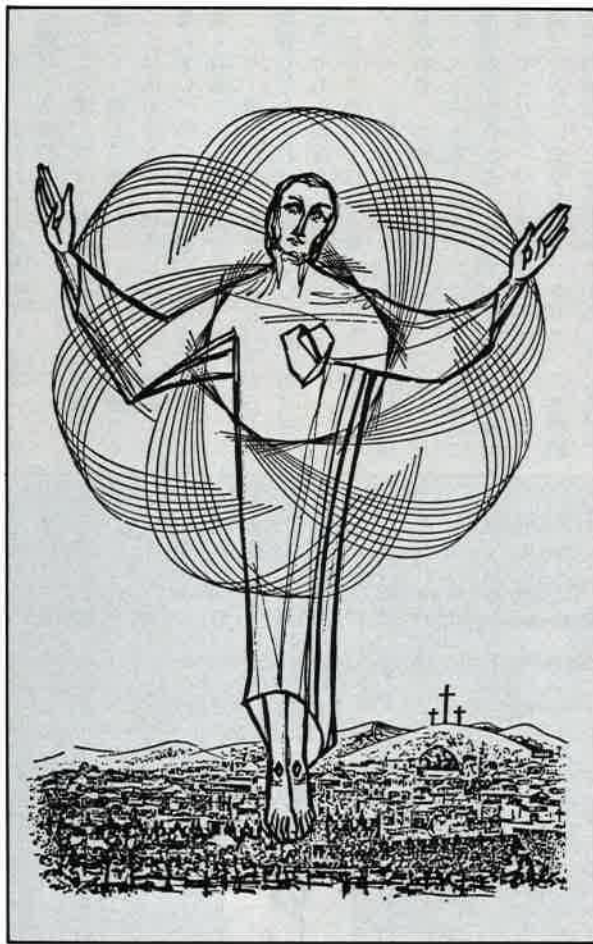
ここでもう一つ加えるべきことがあります。役に立つ良き聴罪司祭であるために、司祭はこの秘跡に内在する恩寵と聖性の源に助けを求めるときであるという点です。私たち司祭が自らの経験に基づいて言い得ること、それは、司祭が注意深く良い準備をしてひんげんに告解の秘跡にあずかれば与るほど、聴罪司祭としての聖務を一層効果的に果たすことができ、告解する信者に効果を保証できるといふ事実です。(…)

この使徒勧告を機会に、世界中の司祭、とくに司教職における兄弟たち、主任司祭の方に切にお願いします。どうか、信者のみなさんがこの秘跡を思い切り活用できるように鋭

意、ご尽力ください。

司式の形式

第一の形式は告解者の個別の和解で、これが唯一、通常の司式の方法です。この個別の告白と個別の赦しを、廃止したり無視したりするようなことがあってはなりません。二番目は、赦しの秘跡を受けるために大勢の信者がいる場合。これは準備段階において、この



秘跡の共同体的な面を明らかにするのに役に立ちます。とは言え、秘跡の頂点となる個別の告白と個別の赦免という点では、第一の形式と何ら変わるところはありません。三番目の共同回心式、つまり一般告白と一般赦免を伴う形式は、その性質上、例外的なかたちです。したがって、第三形式にするか否かは、自由選択にまかされているのではなく、特別な規律で規制されています。(…)

と容易に関係づけることができます。(…)  
(また)均合いのとれた霊的指導のためにすこぶる大切なのが、小罪しなくても告解の秘跡を活用することです。これについては信者の皆さんにくり返し教え続けなければなりません。幾世紀の間、伝承され、実践されてきた教えに基づいていることですから。小罪は事実、告解以外の方法、たとえば痛悔、善行、祈り、回心式などによっても赦され、教会もそのように教えています。しかし、

つで、教会がいしえの伝統から受け継いできた不変の教えが繰り返し主張されました。また、教会法典に織り込まれた、伝統的な悔俊に関する法律も重ねて述べられました。すなわち、個別の赦免を伴う、個別の完全な(インテグラル)告白こそ、重大な罪を自覚する信者が、神および教会と和解するための唯一にして通常の形式であるという教えであります。この教えが確認されたという事実からして、重大な罪は、すべて必ず、個別の告白によって、罪に伴う事情と共に、告白しなければならぬことが、明らかになるわけです。(…)

例外的に第三形式を用いることができますが、その結果、第一の形式を軽視するようなことがあってはなりません。ましてや、通常の形式を放棄することなど認められないばかりか、第三形式が他の二つの形式のかわりになると考えるわけにはいけません。(…)

【註】

- (1)マルコ1・15 (2)この世界代表司教会議の主題は、正確には、「教会の使命における和解と悔俊」であった。(3)教皇ヨハネ・パウロ二世の回勅『慈しみ深い神』5・6:AAS (4)ルカ15・11・32 (5)聖アウグスチヌス『神の国』22・17、聖トマス・アクイナス『神学大全』III, q. 64 (6)トリエント公会議、第六総会、義化について「第二章 D1685 (7)ティト3・4 (8)トリエント公会議では「裁判のような」と抑えた表現をして一般の裁判との違いを強調している。赦しの秘跡の新しい儀式書はこの役割に言及している。(9)トリエント公会議、第十四総会「告解の秘跡」第四章「痛悔」

